

令和2年度定期監査の結果に関する報告

1 監査実施期間

令和2年12月23日から令和3年2月10日まで

2 監査の実施年月日、実施対象部署及び対象年度

実施年月日	実施対象部署	対象年度	実施年月日	実施対象部署	対象年度
令和2年 12月23日	観光部 観光課	H30・H31(R1)	令和3年 2月2・3日	福祉部 福祉総務課 障がい福祉課	H30・H31(R1) 〃
令和3年 1月7・8日	財務部 管財課 収納課	H30・H31(R1) 〃	2月9・10日	健康子ども部 子ども家庭課 健康増進課	H30・H31(R1) 〃
1月18・19日	市立病院事務局 総務課 医事課	H31(R1) 〃			
			以上 9部署		

3 監査の着眼点及び実施内容

監査に当たっては、弘前市監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、財務に関する事務及び行政事務の執行が法令等に適合し、正確で、経済性、効率性及び有効性を確保し、その組織及び運営の合理化に努めているかに特に意を用いた。また、次のそれぞれに掲げる項目に主眼を置き、監査の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度並びに予防措置状況を勘案した上で実施した。

- | | |
|------------------|----------------------|
| (1) 予算執行及び経理事務 | 予算の執行の状況、経理事務の適否など |
| (2) 収入及び支出に関する事務 | 調定事務の状況、計数の正確性、効率性など |
| (3) 契約に関する事務 | 契約の手続、方法及び内容の適否など |
| (4) 補助金等交付事務 | 交付の目的、金額、時期及び精算の状況など |
| (5) 公有財産等管理業務 | 土地、建物及び物品などの管理の状況など |
| (6) 工事に関する業務 | 工事の設計、施工監理、竣工の状況など |
| (7) その他行政事務 | 行政効果、事務執行の状況など |

4 監査の結果

(1) 予算執行及び経理事務

予算の執行及び経理に関する事務については、適正に行われていた。

(2) 収入及び支出に関する事務

調定及び収納並びに資金前渡及び概算払などに関する事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(3) 契約に関する事務

小額工事等の請負、業務委託、賃貸借などの契約に関する事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(4) 補助金等交付事務

負担金、補助金及び交付金などの交付事務については、一部において改善を要する事項がみられた。

(5) 公有財産等管理業務

土地、建物及び施設物などの公有財産及び物品などの維持管理については、一部において改善を要する事項がみられた。

(6) 工事に関する業務

工事の設計、執行手続、施工監理、竣工状況などについては、適正に行われていた。

(7) その他行政事務

行政効果、事務執行の状況などについては、適正に行われていた。

監査の結果は以上のとおりであるが、改善を要する事項は実施部署及び項目別にみると、次のとおりである。

なお、事務処理上の誤謬及び注意事項等については、監査時においてその都度指導又は注意しているので、本報告には記述を省略した。

財務部

○収入及び支出に関する事務

- ・令和元年度市役所立体駐車場料金徴収業務について、弘前市会計規則第38条第3項及び弘前市役所駐車場使用料徴収事務取扱要領で定める現金取扱日計簿が作成されていなかった。（管財課）

○契約に関する事務

- ・業務委託等の契約事務について、弘前市契約規則、弘前市長期継続契約を締結することができる契約の事務取扱要領及び小額工事取扱要領に基づく一連の事務をしていないものが多数みられた。（管財課）

○公有財産等管理業務

- ・平成31年度元寺町分庁舎駐車場の使用料金について、弘前市行政財産使用料徴収条例第2条で定める算定額より過少に算定していた。（管財課）
- ・駐車サービス券について、受払簿による管理が適正でなかった。また、受払簿の残数と現数が異なっていた。（管財課）

市立病院事務局

○契約に関する事務

- ・業務委託契約について、前年度に契約手続を行い地方自治法第208条第1項の規定に抵触した契約手続をしているものがみられた。（医事課）

福祉部

○補助金等交付事務

- ・令和元年度弘前市権利擁護推進体制強化事業費補助金の交付決定について、弘前市事務専決代決規程第3条に基づく副市長決裁を受けていなかった。（福祉総務課）
- ・令和元年度津軽地区身体障害者スポーツ大会運営費負担金の交付決定について、弘前市事務専決代決規程第3条に基づく部長決裁を受けていなかった。（障がい福祉課）

健康こども部

○収入及び支出に関する事務

- ・資金前渡による支出について、弘前市会計規則第65条に規定する前渡金受払簿を作成していなかった。（健康増進課）

○契約に関する事務

- ・ 令和元年度弘前市和徳児童館等アスベスト含有調査業務について、見積金額が上書き訂正された見積書を徴取していた。（こども家庭課）